

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第一号）（人事課）

一 趣旨

学校教育法の一部改正に伴い、規定の整備をするための改正

二 内容

学校教育法の一部改正に伴い、以下の条例中の同法の引用部分について規定を

整備

- (一) 埼玉県職員の留学費用の償還に関する条例（平成十九年埼玉県条例第六号）
- (二) 職員の修学部分休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第九号）
- (三) 職員の自己啓発等休業に関する条例（平成二十三年埼玉県条例第十号）

三 施行期日

平成三十一年四月一日